

平成24年
第2回臨時会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
5月17日(木)	
○開 会	5
○開 議	5
○町長あいさつ	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○日程の追加	7
○議長の辞職	7
○日程の追加	9
○議長の選挙	9
○議長就任のあいさつ	11
○前議長退任のあいさつ	11
○日程の追加	12
○副議長の選挙	12
○副議長就任のあいさつ	14
○町長あいさつ	15
○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
・議案第22号 専決処分の承認を求めることについて(横瀬町税条例の一部を改正する条例)	
○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
・議案第23号 専決処分の承認を求めることについて(横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
○横瀬町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	19
○日程の追加	20
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
・発議第2号 東日本大震災で発生したがれき(岩手県北部の木くず)の受け入れに関する決議について	
○閉 会	33

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第33号

平成24年第2回横瀬町議会臨時会を、次の事件につき、平成24年5月17日横瀬町役場に招集する。

平成24年5月10日

秩父郡横瀬町長 加 藤 嘉 郎

付議事件

- 1、専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）
- 1、専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 1、横瀬町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	富	田	能	成	議員	2番	新	井	鼓	次	郎	議員	
3番	内	藤	純	夫	議員	4番	大	野	伸	惠		議員	
5番	若	林	想	一	郎	議員	6番	赤	岩	森	夫	議員	
7番	町	田	勇	佐	久	議員	8番	若	林	ス	ミ	子	議員
9番	関	根			修	議員	10番	小	泉	初	男	議員	
11番	若	林	新	一	郎	議員	12番	若	林	清	平	議員	

不応招議員（なし）

平成24年第2回横瀬町議会臨時会 第1日

平成24年5月17日（木曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、議長の辞職

1、選挙第 1号 議長の選挙

1、議長就任のあいさつ

1、前議長退任のあいさつ

1、選挙第 2号 副議長の選挙

1、副議長就任のあいさつ

1、町長あいさつ

1、議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、選挙第 3号 横瀬町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

1、発議第 2号 東日本大震災で発生したがれき（岩手県北部の木くず）の受け入れに関する決議についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	富田能成	議員	2番	新井鼓次郎	議員
3番	内藤純夫	議員	4番	大野伸恵	議員
5番	若林想一郎	議員	6番	赤岩森夫	議員
7番	町田勇佐久	議員	8番	若林スミ子	議員
9番	関根修	議員	10番	小泉初男	議員
11番	若林新一郎	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

加藤嘉郎	町長	渡辺利夫	副町長
高野修行	教育長	笠原勲	参事兼 会管理 計者
木崎泰明	参事兼 まち経営 課長	田端啓二	総務課長
高野直政	税務課長	大場紀彦	いきいき 町民課長
大野雅弘	健康づく り課長	町田勉	保育所長 兼 児童館長
村越和昭	振興課長	柳健一	建設課長
町田多	上下水道 課長	富田等	教育次長

本会議に出席した事務局職員

小泉源太郎	事務局長	逸見雅彦	書記
-------	------	------	----

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○町田勇佐久議長 皆さん、おはようございます。

平成24年第2回横瀬町議会臨時会の招集に当たり、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○町田勇佐久議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○町田勇佐久議長 町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 おはようございます。本日は、横瀬町議会臨時議会を招集させていただきましたところ、皆様には公私ともお忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、閉会中における主要な事項でございますが、当町では高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らせるよう「横瀬町高齢者見守りネットワーク（通称：ブコーさん見守りネットワーク）」を立ち上げました。この見守りネットワークは、役場内に設置している地域包括支援センターが中心になり、新聞や乳飲料販売店などの協力事業所、横瀬町社会福祉協議会や横瀬町民生児童委員協議会などの協力機関、加えて地域の皆さんのお力をいただき、高齢者の方を見守っていくというものであります。

また、ことし4月には、中堅・若手職員をメンバーとする「横瀬町行政経営戦略会議」を立ち上げ、今年度はこの見守りネットワークを核とする総合的な高齢者支援対策を検討させております。

今後とも関係各位のご協力をいただきながら、高齢者が安心して暮らせるよう支援対策の充実を図ってまいりたいと考えております。議員各位におかれましても、ご指導、ご協力をお願い申し上げます。

次に、「岩手県からの木くずの受け入れ」でございますが、4月21日と22日に県による「岩手県災害廃棄物（木くず）の実証試験結果報告会」が開催されました。質疑応答におきまして反対意見があったものの、その後の広がりというものとは現時点ではないというお話を受けておるところでございます。

また、5月10日に開催された横瀬町環境審議会におきましては、「岩手県災害廃棄物（木くず）受け入れについては、次の条件を付して容認するとの答申をいただきました。付されました条件は、1、住民の

安心、安全を確保するため、県及び町は万全の措置をとること。2、災害廃棄物（木くず）受け入れに関する情報を住民にわかりやすい表現で迅速に提供すること。3、災害廃棄物（木くず）受け入れに対する責任体制を明確にすることというものであります。

なお、本環境審議会におきましては、外部からの影響を受けることなく、委員の率直な意見交換と意思決定の中立性を保つという観点から、会議の公正かつ円滑な議事運営を図るため、非公開で開催をいたしました。

今後、この答申並びに議会や区長会の意向を尊重して、横瀬町の意向を表明したいと考えております。

続きまして、本臨時会にご提案申し上げました議案であります。専決処分を求めることについて2件でございます。ご審議を賜りまして、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

以上申し上げさせていただきます。あいさつとさせていただきます。

○町田勇佐久議長 以上で町長のあいさつを終わります。



◎議事日程の報告

○町田勇佐久議長 議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承いただきたいと思います。

ここで執行部より、人事異動に伴い各管理職の紹介をいたしたい旨の申し出がございました。これを許可したいと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時06分

○町田勇佐久議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。



◎会議録署名議員の指名

○町田勇佐久議長 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

12番 若林清平 議員

11番 若林新一郎 議員

1番 富田能成 議員

以上3名の方をお願いをいたします。



◎会期の決定

○町田勇佐久議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

ここでお諮りいたします。本臨時会の会期は、提案されました議案等を勘案いたしまして、本日1日間としたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○町田勇佐久議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。
暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

〔議長、副議長と交代〕

○若林スミ子副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○若林スミ子副議長 ただいま町田勇佐久議員より議長辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第3として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子副議長 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎議長の辞職

○若林スミ子副議長 日程第3、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、町田勇佐久議員の退席を求めます。

〔7番 町田勇佐久議員退場〕

○若林スミ子副議長 事務局長をして辞職願を朗読いたさせます。

○小泉源太郎事務局長 朗読いたします。

辞 職 願

このたび長年の慣例により、議長の職を辞したいので、許可されるようお願いいたします。

平成24年5月17日

横瀬町議会議長 町 田 勇佐久

横瀬町議会副議長 若 林 スミ子 様

以上でございます。

○若林スミ子副議長 ここでお諮りいたします。

議長より提出されました辞職願の取り扱いについて、いかがしたらよいか、発言を求めます。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 ただいま町田議長より長年の慣例に従ってということで辞職願が出されたわけですが、今、横瀬町の議員の定数も12名ということで、大変少なくなっております。加えて、各常任委員会の改選等については2年ということで決まっておりますけれども、少なくともこれからはこういった慣例を正しながら、任期2年という方向で、今回から辞表を受理しない方向がよろしいかと思うのですが、取り計らいをお願いしたいと思います。

○若林スミ子副議長 11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 私は、やはりその慣例をどうこうするという事は、まだ事前に決めたわけではありませぬので、今回も従来の慣例にのっとって受理するのがよろしいかと思ひます。

○若林スミ子副議長 他にございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子副議長 お諮りいたします。

ただいま発言がございましたが、辞職願を許可することをお諮りいたします。

辞職願についての許可はご異議ございませんか。

〔「暫時休憩」と言う人あり〕

○若林スミ子副議長 休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時14分

○若林スミ子副議長 再開をいたします。

ただいまの12番、若林清平議員に対する賛同の方の起立を求めます。

〔起立同数〕

○若林スミ子副議長 11番議員の若林新一郎議員の意見の受理するほうに賛同の方の起立をお願いいたしま

す。

〔起立同数〕

○若林スミ子副議長 ただいま同数でございます。

議長といたしましては、まだ全員協議会でこの任期についてはお諮りしたいと思いますので、今の町田議員からの辞職願を受理することを許可します。

異議なしでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子副議長 異議なしと認めます。

よって、町田勇佐久議員の議長辞職を許可することに決定いたしました。

町田勇佐久議員の入場を求めます。

〔7番 町田勇佐久議員入場〕



◎日程の追加

○若林スミ子副議長 ただいま議長が欠員になりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。



◎議長の選挙

○若林スミ子副議長 日程第4、選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票による方法と、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選による方法とございますが、どちらの方法がよろしいか、発言を求めます。

9番、関根修議員。

○9番 関根 修議員 投票による選挙をお願いしたいと思います。

○若林スミ子副議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子副議長 ただいま9番、関根議員から投票でお願いしたいという発言がございました。

よって、選挙の方法は投票で行います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○若林スミ子副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議長の選挙を行います。

会議規則第26条の規定により、議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○若林スミ子副議長 ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に

1番 富田能成議員

6番 赤岩森夫議員

11番 若林新一郎議員

以上3名を指名いたします。

投票用紙をお配りいたします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○若林スミ子副議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○若林スミ子副議長 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○若林スミ子副議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

富田能成議員、赤岩森夫議員、若林新一郎議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○若林スミ子副議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

投票総数のうち

有効投票 11票

無効投票（白票） 1票です。

有効投票のうち

若林 スミ子 7票

若林 清平 議員 4票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、7票を獲得した若林スミ子が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○若林スミ子副議長 ただいま議長に当選しました若林スミ子議員が議場におりますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。



◎議長就任のあいさつ

○若林スミ子副議長 ここで、議長就任のあいさつを申し上げます。

ただいまは身に余る職責を賜り、皆様に感謝申し上げます。

住民の皆様のために微力ではございますが、一生懸命職務を遂行していきたくと思います。議員各位におきましては、多彩な英知を結集されまして、町民のため、横瀬町のためにともどもによりしくお願ひしたいと存じます。ありがとうございました。

〔若林スミ子議長、議長席に着く〕

○若林スミ子議長 会議を続行いたします。



◎前議長退任のあいさつ

○若林スミ子議長 それでは、ここで今まで議会運営に尽力をしていただきました前議長、町田勇佐久議員にご退任のあいさつを賜りたいと思います。

○7番 町田勇佐久議員 それでは、ご指名をいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年の5月の臨時会において議長の要職につかせていただき、かつ皆様方のご協力のもと、この1年間無事職務を遂行することができ、まことにありがとうございました。

さて、今、我が国は昨年3月11日の東日本大震災での後遺症が、がれきを初め、放射性物質等の問題が山積しております。また、金融面においても、おさまりかけていた欧州の金融危機が再燃し、再び通貨不安をもたらそうとしております。そんな中、我が町では、町長の進める住民主体のまちづくりが堅実に進

められており、私も議会人の一人として微力ですが、積極的に応援したいと思っております。この1年間大変お世話になりました。議員各位を初め執行部の皆様方に感謝申し上げまして、退任のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○若林スミ子議長 ありがとうございます。

以上で前議長のあいさつを終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時35分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○若林スミ子議長 ただいまの議長選挙において、若林スミ子が当選されましたことにより、副議長が欠員になりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第5として直ちに選挙を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第5として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。



◎副議長の選挙

○若林スミ子議長 日程第5、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票による方法と、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選による方法とございますが、どちらの方法がよろしいか、発言を求めます。

9番、関根修議員。

○9番 関根 修議員 投票でお願いしたいと思います。

○若林スミ子議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 ただいま9番、関根修議員から投票でお願いしたいという発言がございました。

よって、選挙の方法は投票で行います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより副議長の選挙を行います。

会議規則第26条の規定により、議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○若林スミ子議長 ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に

2番 新井 鼓次郎 議員

7番 町田 勇佐久 議員

10番 小泉 初男 議員

を指名いたします。

投票用紙をお配りいたします。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○若林スミ子議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○若林スミ子議長 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○若林スミ子議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

新井鼓次郎議員、町田勇佐久議員、小泉初男議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○若林スミ子議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

投票総数のうち

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票のうち

赤岩森夫議員 7票

大野伸恵議員 5票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、7票を獲得した赤岩森夫議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○若林スミ子議長 ただいま副議長に当選されました赤岩森夫議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。



◎副議長就任のあいさつ

○若林スミ子議長 6番、赤岩森夫議員に副議長就任のあいさつをお願いいたします。

○6番 赤岩森夫議員 ただいま許可をいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

横瀬町議会副議長に選任をいただきまして、まことにありがとうございます。私は今まさにその責任の重さをひしひしと感じているところでございます。議長を補佐申し上げ、皆様方のお力添えをいただきながら、円滑な議会運営を図っていきたくと思っております。さらに議会の活性化に努めてまいり所存でございます。どうか先輩議員並びに同僚議員のご理解をいただき、今後ともご指導とご鞭撻をいただきながら、この議会運営を進めていきたいと、このように思っております。どうか今後ともご指導、ご鞭撻をいただきますように心からお願いを申し上げまして、就任のあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○若林スミ子議長 副議長就任のあいさつを終わります。

皆様のご協力によりまして、無事に副議長の選出ができました。ありがとうございました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時57分

○若林スミ子議長 再開いたします。



◎町長あいさつ

○若林スミ子議長 ここで議案の審議に入る前に、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 ただいま議長、副議長が決定をされまして、新しい議会の体制が整ったわけでございます。心よりお喜び申し上げます。新体制のもと、積極的な議会活動が展開されるものと期待をしておるところでございます。

退任をなされました町田勇佐久議長さん、若林スミ子副議長さんにおかれましては、その手腕を遺憾なく発揮され、円滑な議会運営にご尽力をいただきましたことに改めて御礼を申し上げさせていただきたいと思っております。また、新たに就任をされました若林スミ子議長さん、赤岩森夫副議長さんにおかれましては、町民からの信望も厚く、町政発展のためにご活躍をされております。今後の議会運営にお力を十分発揮されますことを心からご期待を申し上げますとともに、横瀬町の発展のために一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

○若林スミ子議長 以上で町長の発言を終わります。



◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第6、議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第6、議案第22号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法の一部を改正する法律等が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に横瀬町税条例を改正する必要性が生じたため、同日付で横瀬町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時00分

○若林スミ子議長 休憩を解きます。

担当課長より補足説明をお願いいたします。

税務課長。

〔高野直政税務課長登壇〕

○高野直政税務課長 お世話になります。議案第22号、専決処分につきまして補足の説明をさせていただきたいと思います。

東日本大震災の被災者に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律、いわゆる震災特例法というものがございしますが、その税制上の措置が追加されたこと、また地方税法が平成24年3月31日付で公布されたことに伴いまして、平成24年度の課税に支障が生じないように、横瀬町税条例の一部を改正する条例を専決処分により、所要の改正を行いました。

改正箇所につきましては、条項のずれ、文言等、言い回し等につきまして、新旧対照表を条例とともにお配りさせていただいてございますが、そちらをご覧くださいと思います。しかし、主要の改正につきましては、また参考資料としてお配りさせていただいておりますそちらで説明をさせていただきたいと思います。説明上、町民税、固定資産税の順番で説明をさせていただきたいと思います。

まず、町民税関係でございます。町民税の申告、第36条の2というのがございますけれども、これは確定申告等を申告する際に、1つの控除を受ける場合に申告が不要となるということで、公的年金等に係る年金所得以外の所得を有しなかった方、いわゆる収入が年金のみの方でございますけれども、その方が寡婦控除を受けようとする場合、申告書の提出は年金のほうで申告をするということになりますので、これからは提出が不要となります。そのために条文から削除をするというものでございます。

続きまして、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例というものでございます。東日本大震災によりまして、居住用の家屋が滅失した場合、その居住用の家屋の敷地に係る譲渡の特例を受けられる期限というのがございますけれども、これが東日本大震災があった日から現行では3年ということですが、これを7年経過する日の属する年の12月31日まで、平成30年ということになるかと思いますが、それまでの間に延長をするということの特例でございます。

続きまして、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の特例でございます。住宅の借入金等特別控除、いわゆる住宅ローン控除の関係ですが、この適用を受けていた住宅が震災によりまして居住の用に供せなくなった場合でも、それは適用となるわけですが、これに新しく住みかえをして、取得をし、その居住の用に供する家屋につきましても、重複して住宅ローン控除の適用を受けることができるという特例でございます。

続きまして、固定資産税関係でございます。固定資産税等の課税標準の特例ということで、わがまち特

例というのがございます。主に都市部が中心となりますけれども、下水道除外施設及び雨水貯留浸透施設に対して市町村の実情に合わせ、この処理の施設の規模とか、そういうものがございまして、そういうものに合わせて税率を決められるという特例でございまして。

続きまして、新築住宅等に対する固定資産税の減額の特例ということでございまして。新築住宅につきましては、今までも固定資産税の減額措置ということで、税額2分の1、3年間というものがございましてけれども、これをまた新たに今年から取得される方にも2年間延長して使えるという特例でございまして。

続きまして、土地に対する課する固定資産税等の特例でございまして。従来の土地に係る固定資産税につきましてはの特例をまた今後も3年間制度を継続していくというものでございまして。また、住宅用地に係る特例6分の1特例等も現行を継続するというものでございまして。ただ、住宅用地等に係る措置特例、負担調整割合というもののなわけけれども、これは平成24年、25年度、2カ年で段階的に経過措置を講じ、廃止するという特例でございまして。負担調整割合につきましては、平成6年ですか、税制の統一を図るということで、税法が改正になりましていったわけなわけけれども、それまでの税額に対して一度に全部金額が上がると納税者の方の負担が大変だということで、徐々に負担調整という制度を用いて少しずつ上げていくという制度がございまして、それが3年ごとに特例の追加ということで進んでございまして、今回にまた特例の延長の該当とするということでの内容でございまして。

続きまして、特定移行一般社団法人に係る固定資産税の特例ということでございまして。特定移行一般社団法人、一般社団あるいは財団法人という法人が設置をする幼稚園、図書館、博物館等に係る固定資産税が非課税となる特例でございまして、これによりまして、それに伴う申請書とか、そういうものの手続の方法とか、そういうものを制定させていただく条例でございまして。

附則につきましては、第1条関係が施行日の期日の指定ということで、平成24年4月1日から施行をします。ただし、一番当初に申し上げました町民税の申告、36条の2につきましては、26年の1月1日から施行する。

また、第2条、第3条につきましては、それに伴う経過措置及び読みかえ等を規定している内容でございまして。

よろしく願いいたします。

以上です。

○若林スミ子議長 補足説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）を原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第7、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いただきました日程第7、議案第23号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法の一部を改正する法律等が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に横瀬町国民健康保険税条例を改正する必要があるため、同日付で横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

税務課長。

〔高野直政税務課長登壇〕

○高野直政税務課長 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の補足説明をさせていただきます。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律、震災特例ですけれども、この税制上の追加がされたこと及び地方税法が平成24年3月31日付で公布されたことに伴いまして、平成24年度の課税に支障が生じないように、横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分により、所要の改正を行いました。

先ほどの税条例の改正と同様、新旧対照表及び先ほどの説明資料の裏の面に参考資料とさせていただいております。そちらの参考資料のほうで説明をさせていただきたいと思っております。東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例、附則第15項関係でございます。東日本大震災により居住用家屋が消失した場合、その居住用家屋の敷地に係る譲渡の特例を受けられる期限を東日本大震災があった日から同日以降、現行が3年、新しく7年を経過する日の属する年の12月31日までに延長するという特例でございます。これに伴いまして、国民健康保険税の所得割等に影響が出る関係で、この条例を改正をさせていただくものでございます。

この条例の施行期日は、平成24年4月1日ということでございます。よろしくお願いいたします。

○若林スミ子議長 補足説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで申し上げます。次に議題とする横瀬町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてでございますが、お手元の議案には選挙第1号となっておりますが、既に議長選挙等行いましたので、本件は選挙第3号となりますので、ご了承願います。



◎横瀬町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○若林スミ子議長 日程第8、選挙第3号 横瀬町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法については、慣例に倣い、総務文教厚生常任委員長から指名をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、総務文教厚生常任委員長において指名することに決定いたしました。

総務文教厚生常任委員長、新井鼓次郎議員。

〔新井鼓次郎総務文教厚生常任委員長登壇〕

○新井鼓次郎総務文教厚生常任委員長 議長よりご指名をいただきましたので、横瀬町選挙管理委員会委員及び同補充員の指名をさせていただきます。

まず、選挙管理委員ですが、平沼敏明さん、飯野武さん、櫻井泉さん、赤岩秀子さん、以上4名でございます。

続きまして、選挙管理委員の補充員でございますが、第1順位、高橋敬司さん、第2順位、宮下和雄さ

ん、第3順位、町田貴美子さん、第4順位、岸岡正浩さん、以上4名でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○若林スミ子議長 ただいま総務文教厚生常任委員長から指名がありました横瀬町選挙管理委員会委員及び補充員の候補者につきまして、確認の意味で事務局長よりさらにご報告申し上げます。

○小泉源太郎事務局長 それでは、再確認の意味で再度申し上げます。なお、敬称は省略させていただきます。

横瀬町選挙管理委員会委員候補者、平沼敏明、横瀬町大字横瀬1367番地5、昭和22年9月21日生まれ。飯野武、横瀬町大字横瀬4392番地2、昭和13年11月4日生まれ。櫻井泉、横瀬町大字横瀬5162番地1、昭和25年5月17日生まれ。赤岩秀子、横瀬町大字芦ヶ久保1095番地、昭和17年4月29日生まれ。

続きまして、横瀬町選挙管理委員会委員補充員候補者でございます。第1順位、高橋敬司、横瀬町大字横瀬3068番地、昭和13年12月30日生まれ。第2順位、宮下和雄、横瀬町大字横瀬6036番地12、昭和14年8月29日生まれ。第3順位、町田貴美子、横瀬町大字芦ヶ久保161番地、昭和21年4月9日生まれ。第4順位、岸岡正浩、横瀬町大字横瀬765番地、昭和36年11月20日生まれ。

以上でございます。

○若林スミ子議長 議会事務局長の報告を終わります。

ただいま総務文教厚生常任委員長から指名がありました方々をもって、横瀬町選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、総務文教厚生常任委員長の指名のとおり、横瀬町選挙管理委員会委員として平沼敏明さん、飯野武さん、櫻井泉さん、赤岩秀子さん、以上4名、同じく補充員として第1順位、高橋敬司さん、第2順位、宮下和雄さん、第3順位、町田貴美子さん、第4順位、岸岡正浩さん、以上4名の方をそれぞれ当選人と決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時20分

○若林スミ子議長 再開いたします。



◎日程の追加

○若林スミ子議長 ただいま内藤純夫議員ほか2名から東日本大震災で発生したがれき（岩手県北部の木くず）の受け入れに関する決議が提出されました。

お諮りいたします。東日本大震災で発生したがれき（岩手県北部の木くず）の受け入れに関する決議は、急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第9として、直ちに審議することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、東日本大震災で発生したがれき（岩手県北部の木くず）の受け入れに関する決議の件を日程に追加し、追加日程第9として直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、本休憩といたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時31分

○若林スミ子議長 再開いたします。



◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 追加日程第9、発議第2号 東日本大震災で発生したがれき（岩手県北部の木くず）の受け入れに関する決議を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

3番、内藤純夫議員。

〔3番 内藤純夫議員登壇〕

○3番 内藤純夫議員 3番、内藤でございます。

昨年の東日本大震災で被災された方々、仮設住宅で生活されている方々を思い、一日も早い被災地の復興を願い、決議を提出いたしました。議員各位におきましても、この決議に賛同され、決議していただきますようお願い申し上げます。

決議を読み上げます。

横瀬町議会議長 殿

提出者 横瀬町議会議員 内藤 純 夫

賛成者 横瀬町議会議員 若林 新一郎

同 上新井 鼓次郎

東日本大震災で発生したがれき（岩手県北部の木くず）の
受け入れに関する決議

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出します。

112条の「条」が抜けておりました。大変申しわけございませんでした。

それでは、別紙のほうにまいります。

東日本大震災で発生したがれき（岩手県北部の木くず）の
受け入れに関する決議

昨年3月11日に発生した東日本大震災からすでに1年以上の月日が経過しました。これまでも全国各地の多くの人々が、被災地の復旧復興に向けて様々な支援に取り組んでまいりました。しかしながら、その復旧復興の大きな障害となっているのが、膨大な量のがれきの処理であります。

現在でも、大震災により発生した約2,253万トンの1割程度のがれきの処理しか進まず、ほとんどのがれきの処理が残されている状況であります。このうち岩手県、宮城県の約400万トンのがれきについて、政府は全国の自治体に対し広域処理の協力を呼びかけていますが、受け入れが進んでいないのが現状であります。

歴史の上でも最大級の震災であり、被災地の復旧復興は国の最優先の課題であることは言うまでもありません。また、被災地の方々の苦悩を思うと、この国難に対し国民全体が協力して、早期にがれきの処理に取り組むことが必要であります。がれきの処理なくして被災地の復興と被災された人々の安寧した暮らしの確保はあり得ないと思えます。

埼玉県より、当町内三菱マテリアル株式会社横瀬工場に対しがれき受け入れの申し入れがあり、平成24年3月25日に埼玉県により三菱マテリアル株式会社横瀬工場での実証試験が行われました。その結果、受け入れを検討しているがれき（岩手県北部の木くず）についての放射線量等は、いずれも安全基準値以内であり、安全性が確認されたところであります。また、実証試験の結果を踏まえ、埼玉県による住民説明会も実施されました。

よって、横瀬町議会は、被災地の復興に寄与するために及び日本国民の責務として、横瀬町に対し、町民の理解と協力が得られるよう善処するとともに、埼玉県により安心、安全が確認されたがれき（岩手県北部の木くず）について、積極的に受け入れすることを進めるよう要請します。

以上、決議します。

平成24年5月17日

横瀬町議会

以上でございます。

○若林スミ子議長 提出者の説明を終わります。

休憩をいたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

○若林スミ子議長 再開いたします。

賛成者の発言を求めます。

11番、若林新一郎議員。

〔11番 若林新一郎議員登壇〕

○11番 若林新一郎議員 ただいま議長よりお許しをいただきましたので、上程いただきました発議第2号 東日本大震災で発生したがれき（岩手県北部の木くず）の受け入れに関する決議について、賛成者として発言いたします。

賛成理由は、次のとおりです。まず、木くずの性状についてでございますが、1点目として、今回の受け入れ対象のがれきは、確かに放射線を帯びたものでありますが、木くずの放射性濃度及び空間線量率が3工場とも埼玉県の基準値、すなわち100ベクレルパーキログラムと0.23マイクロシーベルトパーアワーを下回っており、安全性が確認されたこと、また放射性濃度100ベクレルパーキログラム以下のものは、国際原子力委員会が放射性物質として取り扱う必要のない濃度であるとしていること。2点目が、県も職員ががれきを素手や軍手で扱い、マスクも簡易マスクで放射線防護のための保護具としてはとても思えないし、マスクミで報道されていた野田村でも、がれきのそばで普通の服装で農作業や重機の操作を行っていること等、このようなことから放射性物質ではないと認識していることが推測されること。3点目が、また埼玉県のホームページによると、野田村のがれきの放射性濃度は、現在埼玉県内で毎日処理されている廃棄物と同じか、それ以下のレベルのものであるとのことなので、放射性物質ではなく、単なる一般廃棄物の木くずにすぎないと考えてもよいのではないかと思われること。4点目が、受け入れ対象のがれきは、実証試験でその安全性が確認されましたが、実際の受け入れに際しても、埼玉県が責任を持って安全性を確認したがれきのみを受け入れであること。5点目が、受け入れ対象のがれきに対するチェック並びにモニタリングの体制も確立されており、測定結果も公表されることになっていること。

次に、大きな2つ目として、三菱社の横瀬工場での焼却処理についてでございますが、私も長年セメント工場に勤務した関係で、セメントの製造工程等についてはある程度の知識は持っているつもりでございます。

それで、1点目ですが、セメント製造工程の中で燃焼された木くずの放射性物質が工場外に飛散する量は、バグフィルターやコットレル等集じん機の性能上ゼロではありませんけれども、極めて微量でございます。そして、もともと処理する木くずが放射性物質に該当しない一般廃棄物であり、過日の実証試験においても、排ガス中の放射性物質濃度は不検出であり、その他の測定値も県の基準値を大幅に下回るものであったこと、さらにこれは熊谷、日高の工場においても同様なことであったと報道されております。2点目が、微量ではありますが、木くずに付着していた放射性物質のほとんどは、セメントとして工場外に搬出され、関東一円よりもさらに広い広範囲の地域で消費されることになり、最終的にはコンクリートとして固化化されること。それから、3点目が工場での処分は2年間の限られた期間であること。4点目が、工場における検査体制もきちんと対応がされるとのこと。

そして、次が大きな3つ目が、人体への放射線の影響についてでございますが、1点目は、県の基準値そのものが国際放射線防護委員会の定めた安全基準を基礎にしたものであり、実証試験での測定値が基準値をはるかに下回る値であったこと。ちなみに、平家あるいは2階建ての木造家屋で空間線量が0.051マイクロシーベルトパーアワーの屋外に8時間、屋内に16時間いる生活を1年間続けたときの被曝量は0.268ミリシーベルト程度でございます。なお、1回のエックス線検査での被曝量は0.6ミリシーベルトであるそうです。この数字は現代用語の基礎知識2012版です。今年版で書かれております。

それから、大きな4つ目として、岩手県の野田村村長のメッセージでございます。小田祐士野田村村長からの「埼玉県民の皆様へ」というメッセージには次のようなことが書かれています。前段省略いたしますが、途中から。「村内は一面がれきの山で、原野と化すなど甚大な被害をこうむったところです。このような状況であったことから、膨大な量のがれきが発生し、自力での処理は困難な状況となっています。また、自力で処理する場合は、数十年以上はかかる見通しであり、どうしても県内外の支援をお願いせざるを得ない状況となっています。このがれきの処理が進まないことが復旧・復興の大きな妨げとなっています。また、本村の住民は、がれきの山を見ては、被災当時を思い出して心を痛める日々も続いております」。また途中省略して、「埼玉県民の皆様にも本村の窮状をご理解いただき、温かいご支援をお願い申し上げます」と、こんなふうな概要のメッセージが県に来ておるそうです。

長くなりましたが、最後にあと一言申し上げたいと思います。私自身も昨年仲間の議員と東北の被災地に支援物資を持っていきました。そのときの現地のその景色、風景のひどさというのは、とてもテレビや新聞では感じられないものであったのと、また住民の皆さんのその大変さ、哀れさ、悲惨さを感じました。仮設住宅のお宅にも案内していただいて、中も見てまいりました。被災地の早い復興のためには、国民それぞれができることをやって支援することが必要であると痛感した次第でございます。

以上のような理由により、私は本議案に賛成いたします。議員各位におかれましても、当該議案に対してご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○若林スミ子議長 賛成者の発言を終わりにします。

これから質疑を行います。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 文章の内容で確認をさせていただきたいのですが、一番最後のところ、積極的に受け入れをすることを進めるよう要請しますというのは、だれに要請するのかというのを確認をさせてください。

○若林スミ子議長 3番、内藤純夫議員。

〔3番 内藤純夫議員登壇〕

○3番 内藤純夫議員 受け入れを実際に行うのは三菱マテリアル株式会社横瀬工場でございますが、町当局として安全宣言を出していただき、ぜひとも受け入れの、地元住民の理解が得られないと三菱さんも入れない、受け入れをしないということでございますので、横瀬町として理解をしたということで進めていただきたいということでございます。最終的に受け入れをするのは三菱さんでございます。

以上です。

○若林スミ子議長 1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 確認ですが、ということは議会が横瀬町の執行部に対して要請するという理解でいいのですか。

○若林スミ子議長 3番、内藤純夫議員。

〔3番 内藤純夫議員登壇〕

○3番 内藤純夫議員 そのとおりでございます。

○若林スミ子議長 ほかにございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 この上程中の決議について、前段のほうについては大変私たちも考えていかなければならないことは多々記されております。今1番議員からも質問がありましたように、横瀬町議会が横瀬町に対して、それとこの文章を見ますと、埼玉県にも要請するような形なのですが、町に対し議会が積極的に要請をすること自体がいかげなものかという、私はそういう感覚でおります。逆に県の要請を受けて、町がこの木くずの受け入れをするについて議会側はしっかりと住民の立場に立って監視をしなければいけないのではないかと、私自身はそう思っております。

それから、確かに実証試験のときに私も参加をいたしました。この地域の汚染より本当に汚染の少ないものだという認識はしております。ですから、まず間違いはないとは思っておりますけれども、逆に県からの要請で町がそれに対応するとしても、後々この放射能汚染というのは蓄積されますから、30年も50年も先に何か出た場合には、どこで責任をとってくれるのか、私はその一筆が県のほうからもあってしかるべきだというふうに思うのです。そのことを踏まえて、町は町民に対してさらに説明を責任を持ってやる必要があろうかというふうに思います。

きょう町長のあいさつの中にもありました。環境審議会に諮って、いろいろと意見を集約してもらってあると思うのですが、その中でやはり安心、安全はもちろんでございますし、情報の提供ももちろんであります。最後に、責任の明確化という点についても審議会の中で出されております。私はそのところをもうちょっとはっきりした上でないと、簡単には議会が決議をして町に要請すべきではないなという、そんな気がしておりますが、その辺について提出者の方についてはどんなふうにお考えなのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○若林スミ子議長 3番、内藤純夫議員。

〔3番 内藤純夫議員登壇〕

○3番 内藤純夫議員 放射能の問題でございますが、この三菱マテリアル横瀬工場に運んでくる木くずは、津波で被災に遭った木くずでございますが、放射性物質でも放射性廃棄物でもないと思っております。そういう実証試験でそれは安全が確認されたと思っております。以上でございます。

あともう一つ、受け入れに対してなのですが、文面で言いましたように、国民の責務として、東北の復興を願うという意味で、町、議会、そして民間の企業一体となって進めていただきたいと思っております。

以上です。

○若林スミ子議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 被災地の復旧・復興が一日も早くなせるように、これは本来ですと国の責任でやらなければならない問題だというふうに思うのですが、それから三菱マテリアル横瀬工場に運んでくるその木くずについては、実証試験では私も基準値以下であるということは確認しております。そういった基準値以下であるから、すべて安全ということではないというふうに思うのです。先ほども申し上げましたように、後になってからいろんな大きな問題が起こっています。新潟でも水俣でもあるのですよね。そういったことを考えますと、確かに県の要請を受けて横瀬町が積極的にこの木くずを受け入れをするという、ただそれを私は議会の立場は逆にしっかりと住民の立場に立って、町民の立場で監視をしながら協力をす

る、そういうことでよろしいのではないかというふうに思うのです。その辺のことについて、もう一度議会と執行部との関係について提出者の考えをお聞きしたいと思うのですが。

それと、これは少なくとも埼玉県が要請を受けて、そして県下の処理できる自治体に対して、市町村に対して県が要請をし、企業にも要請をしたと思うのです。普通の焼却炉ではなかなか処理できない、確かにセメント工場の炉で焼却するということになれば、より一層安全性は確保できると思うのですが、それでは町が県の要請を受けて木くずの受け入れをする、やはりそのときには主体が町民だということを考えると、議会は町民の立場に立って、本当に間違いのないような、そういう立場で、その立場の中でできることを協力していく、そういうことでいいのではないかというふうに思うのです。安全だから積極的に受け入れなければいけないということではないと思うのです。より慎重に本当に安全性を確認しながら進めていく。そういう中で、この木くずの処理を行っていただきたいというふうに思うのですが、その点につきましては再度いかがでしょう。

○若林スミ子議長 3番、内藤純夫議員。

〔3番 内藤純夫議員登壇〕

○3番 内藤純夫議員 再度申し上げますが、運んでくるのは放射性物質ではないということ、安全性が確認されてきたということ、そして三菱マテリアルの横瀬工場では、セメントの木くずを原料及び燃料として入れるということでございます。

もう一つは、なぜ横瀬町がやらないかというあれですが、一応国民の責務としてと言いましたように、私も何回か東北に行きましたが、大変狭い仮設住宅で暮らしている方がいる。高台にがれきがあつて、仮設住宅も建たない状況の場所もあると、まるっきりがれきに関係ない仮設住宅もございますが、そういう点で見てきた感想で、これは早く片づけなくてはいけないということで、国民の責務として早く片づけてあげたい、そう願ひまして、これを提出いたしました。

よろしく願ひいたします。

○若林スミ子議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 一日も早い復旧・復興に向けて自分たちも何ができるかということでは、やはり考えていかなければいけないと思っています。それは確かに言うとおりのことです。ただ、そういう中で、今この横瀬町、秩父地域もそうですけれども、非常に今回のその原子力発電所の事故によって、今までにないような汚染がされていますし、いまだにそれが収束されていない状態なのです。そういう中で、やはりこれから私は自分たちの年齢になれば、先は短いからいいのですけれども、これから若い世代、それと子や孫の代を見たときに、やっぱりより慎重に私は対応すべきだなと、そんな気がしております。

それで、確かに実証試験では、非常に数字的には低い数値でしたから、多分大丈夫だなと、この多分大丈夫だろうということが後々大きな問題になった例が幾らもあるのです。ですから、私は議会が協力するにしても、町の対応についてチェックをしながらしていく、そういうことでないと、議会側から町のほうに積極的にやれるという働きかけは私はできないなという、そんな気がします。いや、協力しないと言うのではないのです。そうではなくて、あらゆる観点からチェックをしながら私は協力していくべきだと、議会としてはそういう立場だと、私はそう思っています。町も県から要請があれば、できることはやっぱり対応しなければいけないと思いますし、議会だって町がやることについてある程度協力しなければいけ

ないということはありませんけれども、この問題について私は議会側から積極的に働きかけることより、町の取り組みについて議会側はきちっとチェックをしていく、そのことが大事だというふうに私は思っています。

以上です。

○若林スミ子議長 3番、内藤純夫議員。

〔3番 内藤純夫議員登壇〕

○3番 内藤純夫議員 再度申し上げるようでございますが、放射性物質、放射性廃棄物を扱うのではなく、津波で被災された木くずをセメントの原料及び燃料として入れるということでございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 教えていただくって、質疑という形なのですけれども、私も早く復旧・復興をしていただきたいと願っているものであります。1つ確認なのですが、横瀬町の横瀬町議会でこの決議すること、執行部のほうとしては、環境審議会の決定を受けて、例えば横瀬町議会の決議を受けて決めるのか、それとも横瀬町が決めて、責任を持って決めて、それで議会のほうがそれを同意するのかというその責任の所在はどちらになるのでしょうか。皆さんから、住民の代表である議会から要請があったので、町としては決めましたということになりますと、我々議会の責任が多くなります。しかしながら、私は任期4年の期間だけを預かっているものでありまして、そのときのその後の責任がもし何かあったとすれば、議会として責任をとれるかどうかということが甚だ自信がありません。「私が議会議員として自信を持って責任をとります。ですから、賛成です」ということは言えませんので、横瀬町議会で議決したから町のほうで執行いたしますということの責任の所在ということになりますと、ちょっとどうなのかなと、いかがかなと思いますので、その点をちょっと教えていただきたいと思います。

○若林スミ子議長 3番、内藤純夫議員。

〔3番 内藤純夫議員登壇〕

○3番 内藤純夫議員 三菱マテリアル横瀬工場にもいろいろな原材料が入ってきておりますが、セメントの原料及び燃料を岩手から運んでくるわけでございます。別に責任の所在を明らかにする必要もないと思いますが、いかがでしょうか。

○若林スミ子議長 4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 私は近ごろ例えば政治倫理条例のこととか、ずっと全員協議会で話し合っております。この倫理条例の責任はだれが負うのだろうかという、この結果をだれが負うのだろうかということ、これを常に考えてきました。議会の議決、議題一つにしても、その責任をとれるかどうか。私は仕事においてもそうですが、100万、200万の予算を使うとき、この責任をとれるのだろうかということを考えて行動してまいりましたので、これが三菱マテリアルの責任であるという発想の考え方もいると思いますが、私自身は横瀬町議会の議員の一人として、このときに賛成した、例えば以前ありました合併のときに、合併しないことを決意したときの議長であるということを持ってずっと一生生きていかななくてはならないという言葉も私は聞いたことがありますので、私はいろんな考え方があると思いますが、私はその責任をとるのに、とりたいとは思いますが、そのとれるだけの力はないと私自身は思っています。

以上です。

○若林スミ子議長 恐れ入ります。ただいま質疑中ではございますが、質疑に関する件が中心がちよっと違っているように流れてきていますので、討論という形に移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「質疑打ち切りだ」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑打ち切りでよろしいでしょうか。

〔「質疑を打ち切ったら討論でいいけど、質疑にかわって討論ということはないですよ。区切りをつけないと、議事進行おかしくなる」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑がほかにございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 私は昨年7月と9月、そして今月の20、21と被災地へ出向きたいと思っております。そして、そこで見た惨状というのは、想像に尽くしがたいところはあるかと思えます。

先日、子どもを守る母の会という皆さんの会合がございました。4月20日、そして5月12日に今度はがれきの処理の説明会というのにも出させていただきました。まず、そこでその参加した人に申し上げたのですが、横瀬町で受け入れるのはがれきではなくて、その中の木くずであると、そういう意味での認識をしてもらって進めていただきたいという認識をいただいたような気がいたします。そういう中で、その方々が一番心配しているのは、放射能が果たしてセメント工場の中のバグフィルターやコットレルですべて除去できるのかと、先ほど若林新一郎議員さんの中でも100%それは除去できないというようなお話もお伺いしました。ということで、今後子供たちを含めて内部被曝がどのように蓄積されまして、今後どのような影響が出るかというのはわかりません。ですから、この文章の中に、例えば安全性が十分図れるよう検証しながらとか、そんなような文章を入れていただいて、すべて100%安全だというわけにはいかないと思えますので、私としては木くずを受け入れるのは賛成であります。ただ、これによっていろいろ心配されている方もいらっしゃるということを盛り込んだほうが、盛り込んでというか、議会としては安全性が十分図れるよう検証していくというような文章を入れていただくのがよろしいのではないかなと思うところでございます。

○若林スミ子議長 3番、内藤純夫議員。

〔3番 内藤純夫議員登壇〕

○3番 内藤純夫議員 ただいまの議会のほうで見張ったのがいいではないかということでございますが、埼玉県がいつもはかるということで、それで危険なものはもう受け入れない。もう出すほうも出さないということでございますので、安全性は確認されたと思っております。

以上です。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 今の私の言ったのは、あくまで可能性としてすべて100%安全だとは言えないところを議会としては検証していくということで、内藤さんの言われたような雰囲気ではないと、私

は受け入れは賛成であると。しかしながら、こういう懸念もあるというところを文章には残しておくなりしたほうがいいのではないかという意見を申し上げました。

以上でございます。

○若林スミ子議長 1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 再度質問させていただきます。

これ下から2つ目なのですがすけれども、埼玉県により安心、安全が確認されたがれきなのですが、安心と安全は違うと思うのです。安全は埼玉県によって確認ができるのですが、安心というのはこれは主観の問題で、住民の方が安心するというので、ここには距離があると思っています。私は前回の一般質問でも申し上げたのですが、その町の考え方を示していただきたいのです、最初に。まず、安全への確認があって、それを正しくアナウンスしていただいて、それで町のほうで安全だと考えているので進めたいという意向にさせていただいて、議会に諮っていただくというのが私は順序としては正しいと思っています。被災地の支援を進めたいというのは、これは思いは皆同じなので、進め方の問題です。

それで、もう一度3番議員にお尋ねなのですが、今の考え方、執行部がまずスタンスをはっきりさせるのが最初ということに関しては賛成していただけるのか、反対なのか。

もう一つ、12番議員もおっしゃったのですが、議会の本来機能を我々は執行者のほうのチェックをするということ、それから民意を反映するというのが非常に重要な機能だと、本来機能だと思っています。にもかかわらず、この順番、議会のほうで積極的に受け入れることを進めるよう要請するのが最初にあって、それで執行部が判断するという順番が正しいかどうか、そこを確認させてください。決してこれ本来趣旨を反対しているわけではございません。あくまでもその手順とか、進め方の問題なのだと思います。そこのところ、考え方をお聞かせください。

よろしく申し上げます。

○若林スミ子議長 3番、内藤純夫議員。

〔3番 内藤純夫議員登壇〕

○3番 内藤純夫議員 今の安心、安全でございますが、埼玉県の実証試験により、住民説明会もあったと。それで私は安全で、安心ができると思っています。

もう一つの議会と町の関係でございますが、私は一般質問で申したとおり、早く受け入れをして、一日も早い東北の復興を願っておりますので、町長が、町のほうがなかなか動いていただけないので、こちらから動きを起こしたようなものでございます。

以上です。

〔議長、ちょっと休憩をしていただけませんか〕という人あり〕

○若林スミ子議長 休憩をいたします。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 零時09分

○若林スミ子議長 再開いたします。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「議長、休憩してください」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 休憩いたします。

休憩 午後 零時 10分

再開 午後 零時 10分

○若林スミ子議長 再開いたします。

討論に移りますが、反対討論ございますか。

1番、富田能成議員。

〔1番 富田能成議員登壇〕

○1番 富田能成議員 それでは、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほども質問時に申し上げましたが、私は決してこの復興支援の趣旨を否定するものではありません。あくまでもその議会の機能の本質とは何かというところ、それからプロセスの問題、ここが違和感がありますので、今回は反対の立場をとらせていただきます。

これ先ほど3番議員のご回答で、町が動かないからという話がありましたが、ということであれば、「町民の理解と協力が得られるように善処してください」という結びであれば私はいいと思います。しかし、町の意向が住民にまだ示されていない。考え方も示されていないという中で、積極的に受け入れることを進めるよう要請します。議会が一步先んじて要請していくというのは、これは私はよくないと思います。したがって、反対をしたいと思います。ポイントは、安心と安全の違いです。安全は埼玉県が確認できる。だけれども、安心は住民一人一人の問題なのです。議員の我々が安心しておしまいではなくて、それを住民の方に理解していただく、伝えるというところが必要になります。ですから、私が先ほど申し上げましたが、まずは安全の確認があって、それをきっちり伝えていただいて、町の考え方として、安全だと考えているので進めたいという意向があって、それを受けて我々が民意を考えて判断していくという順番が正しいと思っています。したがって、この文章で出されるということであれば私は反対の立場をとらせていただきます。

○若林スミ子議長 賛成者の討論を求めます。

9番、関根修議員。

〔9番 関根 修議員登壇〕

○9番 関根 修議員 決議に賛成の立場で討論いたします。

先ほどから質疑並びに討論でお話がありますが、議会人として客観的事実というのですか、今の情報の

範囲内で現状に迫られている問題に対して、議会というのは先ほど町長が申したとおり、執行部とは違った立場ですから、両輪ということでもありますから、議員発議の問題は、ただ単なるチェック機能というだけではなく、今の状況でどちらにするかという問題について、ちゃんと立場を表明しないといけないと思います。県会議員もそうですけれども、国会議員もそうですけれども、昨今の議員は責任を執行部になすりつけるというのですか、そういう形が多いと思います。本来の議会制民主主義とか、間接民主主義ですか、ということについて言えば、やはり議員としての、議会としての意思もちゃんと表明しなくてはいけないと思います。ですから、こういう時期的なもので、やはり県が6月に実施したい意向であると思います。そのための1月からのプロセスを踏んで、どうでしょうかと。そして、なおかつ議会に対して、それと区長会に対して物事を先に説明していただいて、住民の代表ということで説明していただいているわけでもあります。

町長も先ほど、けさのごあいさつの中に、区長会や議会にもという文言がありました。ですから、それは議会としてどういうことだということは、一応統一見解というのですか、としてやるべきではないかなと思います。しかしながら、多数決、議会の表決は多数決でありますので、多少の文言の違いがあっても、それはいたし方ないかなと思います。

つきまして、今までの、先ほど賛成者の答弁にもありましたけれども、安全基準以内だと、今の科学をもってして基準以内だという表現でありますので、我々はそれを信用してやると。それと決議の内容のように、安心、安全ということでもありますけれども、県が安全を確認し、住民が安全、安心になるという富田議員の説もごもっともかと思いますが、文面のことでありますので、その辺は考慮していただきまして、できれば皆様のご賛同を得て、この議決に賛成していただければと思います。

先ほど申したように、私もほとんど8回ですか、被災地に物資を持って支援にも行っております。そして、よく考えると、地元の人たちは別に防護服も何もつけないでその分別作業その他しております。そういうものの分別された木くずでありますので、30年後、40年後ということについては、これは責任論になるとだれも責任がとれないと思います。ですから、国と県の要請、それを受け、三菱マテリアルという順序がありますので、当然安心、安全が確保されないものはそこでとめるべきであろうし、当然問題が将来出てきた場合には、国並びに今回の発生元であります放射線については東京電力が責任を負うべきだと思っております。今の情報で、一議員として、やはり復興優先、しかも安心、安全が確保されればだという条件がついているので、県のこれは継続だと読んでいただければ、継続性があります。安心、安全が確認されたということですから、これはその都度毎回やるわけですから、私はそういう判断しておりますので、そうでなければ継続の検査は必要ないわけでもあります。継続の検査とその結果を踏まえて、受け入れるという判断をしておりますので、この決議書については賛成の立場であります。

以上、賛成の立場で討論させていただきました。

○若林スミ子議長 他に討論ございますか。

4番、大野伸恵議員。

〔4番 大野伸恵議員登壇〕

○4番 大野伸恵議員 では、私はこの決議に対し反対の立場で討論させていただきたいと思います。

まず、一番お願いしたいことは、一番最後の文章なのですが、2行目です。埼玉県により安心、安全が

確認されたがれき（岩手県北部の木くず）について、ここに入れていただきたいのが、町が責任を持ち受け入れすることを要請いたしますというふうに、議会が積極的にするのではなくて、町もともに、町も議会も両輪の輪ですから、ともにでは進みましょうということで、町も責任を持っていただくということを入れていただければいいかなと思います。

なお、今現在、横瀬町の住民の方たちも不安に感じている人が実際にいるわけです。それは横瀬町の町民であります。その方たちに対して丁寧に、丁寧に説明をしていくことが大切だと思いますので、きょうもきのうも朝日新聞の記事が出ましたが、真実を隠さず、丁寧に、丁寧に住民の意見を聞きながら、排除することなく進んでいくことが一番いいことだと思っております。

そして、先日住民説明会に行きましたが、そのときに三菱の工場の下に住んでいる方たちから、全部チェックは問題ないとお話は聞きました。しかし、もし機械設備等の故障があったときにはどのように対処するのでしょうかという質問がありまして、私はああ、本当そうだ。すべてオーケーですけれども、故障ということは不意に起きますので、そういうこともあります。ですから、それらに対しても絶対に安心、安全ということは言えないのではないかなと思っております。ですから、このがれき受け入れも私は賛成の立場です。早くがれきを処理、11年も12年もかかったがれきをそのままに置いておいては、2年で国はしたいと言っておりますので、それを私は受け入れたいと思っております。ですから、この受け入れに対しては賛成なのですけれども、この受け入れに対する町の決議に関しては、文章を少し変えていただいて、町、県、国の責任の所在を十分に留保するような文章にしていきたいということでもあります。

以上です。

○若林スミ子議長 他にございますか。

5番、若林想一郎議員。

〔5番 若林想一郎議員登壇〕

○5番 若林想一郎議員 私も賛成の立場なのですが、先ほど申しましたように、大野議員と同じように、この下から2行目のところに、安全が確認されたがれき（岩手県北部の木くず）について、安全性が十分図れるよう検証することによりというような形で一言入れていただければ私は納得したいと思います。

以上でございます。

○若林スミ子議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ、討論を終結いたします。

採決いたします。

追加日程第9、発議第2号 東日本大震災で発生したがれき（岩手県北部の木くず）の受け入れに関する決議については、これを原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○若林スミ子議長 起立多数であります。

よって、発議第2号 東日本大震災で発生したがれき（岩手県北部の木くず）の受け入れに関する決議については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○若林スミ子議長　ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長　異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会の宣告

○若林スミ子議長　以上で本臨時議会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成24年第2回横瀬町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会　午後　零時24分